

●国際医療福祉大学大学院 2023 年度・前期 乃木坂スクール

「人をつなぎ・人がつながる～そして、前例を超える・前例を創る～(医療福祉ジャーナリズム特論)」第 9 回

日時:2023 年 6 月 15 日(木)19 時 45 分～21 時 15 分

会場:国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパス 3 階&オンライン

障害者をしめ出す社会は弱くもろい

障害のある人の現在、過去、未来 権利条約に基づく総括所見が語り掛けるもの

NPO 法人日本障害者協議会代表/きょうされん専務理事 藤井 克徳

はじめに

- ・自己紹介
- ・講義のあらまし

I 障害のある人の実体をどうとらえるか(4つのものさしで)

1. 障害の無い市民の暮らしぶりとの比較(教育、就労、暮らしの形態、所得状況など)
2. 日本と経済面で同水準にある国々の障害者政策との比較(OECD 加盟国間など)
3. 過去の政策水準との比較
4. 障害当事者のニーズとの比較

II 障害のある人の現在 —このところの看過できない事象

1. 障害のある人の数(巻末の資料参照)

- ・障害者手帳所持者 人口の約 7.7%
- ・障害者の全数(手帳所持者に加えて「谷間の障害」、認知症を含む) 人口の約 20%

2. 看過できない事象

- 1) ウクライナ戦争と障害者
- 2) 決着をみていない「優生保護法問題」
- 3) 改まらない隔離政策(精神科医療、知的障害者の入所施設偏重政策)
- 4) 他の重大事象(「やまゆり園事件」のその後、あすなろ福祉会、雇用率ビジネスなど)

III 忌まわしい過去 —優生政策の下でおびたしい犠牲者

1. 日本の優生政策—優生保護法(1948 年～1996 年)がもたらしたもの

- 1) 優生保護法とは(「目的条項」(第1条)にみる優生保護法の本質)
- 2) 優生保護法がもたらしたもの

- ・おびたしい犠牲者(強制不妊手術を受けた者は 24,993 人、障害を理由に人工妊娠中絶手術を受けた者は 58,972 人)
- ・障害関連立法への影響(とくに障害者観)
- ・優生思想、障害者差別の社会へのまん延、定着

2. 日本に影響をもたらしたナチス・ドイツの優生政策

- 1) 遺伝性疾患子孫予防法(断種法 1933 年制定)
- 2) 「T4作戦」(価値なき生命の抹殺を容認する作戦 1939 年～1945 年)

IV 近未来をどう描くか ―障害者権利条約から見えてくるもの、制定の背景と足跡

1. 人権分野の国際的な蓄積

- 1) 国連憲章(第二次世界大戦の猛省の上に 1945 年)
- 2) 世界人権宣言(1948 年)
- 3) 人種差別撤廃条約(1965 年)
- 4) 国際人権規約(社会権/自由権 1966 年)
- 5) 女性差別撤廃条約(1979 年)
- 6) 子どもの権利条約(1989 年)

2. 障害分野の蓄積

- 1) ノーマライゼーション理念の出現(バンク・ミケルセン/デンマーク福祉法 1950 年)
- 2) ILO 身体障害者の職業更生に関する勧告(第 99 号勧告 1955 年)
- 3) 知的障害者の権利宣言(1971 年)
- 4) 障害者の権利宣言(1975 年)
- 5) 国際障害者年(1981 年)
- 6) 「国連・障害者の十年」(1983 年～1992 年)
- 7) 障害者の機会均等化に関する基準規則(1992 年)

3. 権利条約の提唱から制定まで

- 1) メキシコ政府(ピセンテ・フォックス大統領)による提唱 2001 年の国連総会にて
- 2) 第1回「障害者権利条約特別委員会」(2002 年7月 29 日～8月9日)
- 3) 権利条約の仮採択(第8回特別委員会最終日 2006 年8月 25 日)
- 4) 権利条約の本採択(2006 年 12 月 13 日 第 61 回国連総会)
- 5) 日本での批准(2014 年1月 20 日 発効は同年2月 19 日)

V 権利条約の概要と特徴

1. 全体像

- 1) 3つのすばらしさ
 - ・障害分野の初の世界ルール
 - ・障害分野の北極星(誰もが一致できる内容＝普遍的な価値)
 - ・社会へのイエローカード(社会のあり方の問い直し)
- 2) 権利条約の構成と構造
 - ・権利条約の本体と権利条約選択議定書の二つから(日本での批准は条約本体のみ)
 - ・権利条約本体は、①前文 25 項目、②本則 50 箇条

2. 制定過程の特徴(くり返された「Nothing About Us Without Us(私たち抜きに私たちのことを決めないで)」

3. 内容の特徴

- 1) 固有の尊厳
- 2) インクルージョン
- 3) 「他の者との平等を基礎として」
- 4) 新たな障害観・障害者観(医学モデル偏重から社会モデル、さらに人権モデルへ)
- 5) 合理的配慮

4. すぐれた仕掛け

- 1) 毎年の締約国会議開催(国連ニューヨーク本部にて批准した国による意見交換、障害者権利委員の選出など)
- 2) 障害者権利委員会による重要テーマに関する意見書作成(これまで8号にわたって)
- 3) 定期的な国別審査と総括所見(政府への勧告)の提出

VI 初の日本審査と総括所見の公表

1. 初の日本審査

- 1) 国別審査は権利条約第 35 条に基づいて(定期的開催 場所はジュネーブ国連欧州本部にて)
- 2) 初の日本審査は第 27 期障害者権利委員会の中で(全部で8カ国の審査)
 - ・期日:2022 年8月 22 日~23 日(延べ6時間)
 - ・方法:予め提出の政府報告書とパラレルレポート(民間作成)をもとに、障害者権利委員(18 人)と日本政府代表団との対面での質疑応答(別称を建設的対話)
 - ・日本政府代表団:外務省、内閣府、厚労省、法務省、文科省、総務省、国土交通初、国連代表部、計 28 人
 - ・傍聴:日本障害フォーラム(JDF)関係者や日弁連関係者、国会議員など 100 人以上
- 3) 印象・感想

2. 総括所見の概要と特徴

- 1) 総括所見とは:国連が日本政府に対して提出する権利条約に基づく改善勧告書
- 2) 概要
 - ・公表日:国連ホームページでの確定版の公表は 2022 年 10 月 7 日
 - ・分量等:A4版サイズで 19 頁 審査対象となった33カ条のすべてに勧告等を記載
 - ・構成:①はじめに、②肯定的な側面、③懸念事項及び勧告、④フォローアップ
- 3) 特徴—大きく3つの指摘
 - ・パターンリズム(父権主義)的アプローチと人権モデルとの不調和
 - ・分離政策(とくに、暮らしの場、教育、労働)
 - ・精神科医療の非人道性・非人権性
- 4) 日本での反応
 - ・政府
 - ・メディア
 - ・障害分野の関係者(障害関連団体から声明や談話多数)

VII 総括所見と日本の障害関連政策 一問われる3つのポイント

1. 迫られた基幹政策の構造転換(表層的な改善ではなく、政策の根本的な改革)

- 1) 政策審議システム
- 2) 統計法(基幹統計)に基づく障害者に関する実態把握
- 3) 障害関連行政組織の見直し
- 4) 個別の重要政策
 - ・国内人権機関の創設(他の条約分野とも連携しながら)
 - ・家族依存からの脱却(根本的には民法の扶養義務制度の見直し)
 - ・本格的な所得保障制度の確立
 - ・福祉労働者の社会的地位の向上(賃金を含む労働条件の改善)

2. 緊急に手を打つべき事柄

- 1) 優生保護法問題の全面的な解決
- 2) 精神科医療の構造転換にすじ道(精神障害者の地域生活の拡充策を含む)
- 3) あらゆる現場での虐待禁止(身体拘束含む)
- 4) 分離政策批判への対応

Ⅷ 受講者への期待

1. 知る
2. わかる
3. 伝える
4. 動く

Ⅸ むすび

◆参考

1. 障害者数

①身体障害者・知的障害者・精神障害者の数

身体障害者 436 万人

知的障害者 109 万 4 千人

精神障害者 419 万 3 千人

※出典: 令和3年版障害者白書

②認知症の人 602 万人

※出典: 2021 年版高齢社会白書

③「谷間の障害」にある人(弱視、難聴、難病、発達障害、依存症等) 1000 万人以上

※関連の学会や団体が出している数字の合算

2. 優生政策関連

①国民優生法(1940 年～1948 年)の目的条項

第1条 本法は悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防遏すると共に健全なる素質を有する者の増加を図り以て国民素質の向上を期することを目的とする。

②優生保護法(1948 年～1996 年)の目的条項

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

3. 障害者権利条約を深めるにあたっての基礎知識

①条約 複数の国で取り決める約束事(国際公約)。条例は自治体の法律で混同しないよう

②批准 条約を国として受け入れること。日本の場合は国会での過半数承認が必須

③締約国 批准した国のこと

④障害者権利委員会 各国代表の 18 人で構成、任期は4年間で最長二期まで、締約国会議で選出、主な役割は履行状況の国別審査

⑤政府報告書 政府による権利条約の履行状況についての国連への定期的な報告書

⑥パラレルレポート 民間団体による政府報告書に対する評価レポート

⑦国別審査(建設的対話) 各国審査時の障害者権利委員会と政府との質疑応答

⑧総括所見 国連による政府に対する勧告文

◆添付資料

資料1 総括所見政府仮訳全文

資料2 対日審査を終えての JD 代表談話

- 資料3 国連総括所見(勧告)を障害者政策の根本改革の契機に(JD 声明)
資料4 OECD 精神科病床数推定(OECD 全 38 加盟国)日本語版
資料5 新聞記事(ウクライナ侵攻関連 朝日新聞)

◆推薦書籍(藤井執筆)

- 『えほん障害者権利条約』(汐文社 2015)
『わたしで最後にしてーナチスの障害者虐殺と優生思想』(合同出版 2018)
岩波ジュニア新書『障害者とともに働く』(共著)(岩波書店 2020)
JD ブックレット 5『障害のある人の分岐点』(やどかり出版 2021)